

平成31年 第1回定例会

請願文書表

| | |
|------------|---------------------------------------|
| 平成31年請願第1号 | 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願 |
| 平成31年請願第2号 | 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書 |

請 願 文 書 表

| | |
|---|---|
| 請 願 名 | 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する 請願 |
| 受 理 番 号 | 平成31年請願第1号 |
| 受 理 年 月 日 | 平成31年2月18日 |
| 請 願 者 の 住 所 ・ 氏 名 | 茨城県水戸市城南3丁目15番地24 民医連内 茨城県社会保障推進協議会 代表委員 瀧澤 利行 外1団体 |
| 紹 介 議 員 | 伊藤 悦子 |
| 付 託 委 員 会 | 文教福祉委員会 |
| <p>【請願趣旨】</p> <p>経済財政諮問会議や財務省の財政制度審議会で「世代間の負担の公平性」を図るとして、後期高齢者医療の窓口負担を1割から2割にする負担増が審議されています。すでに70歳から74歳の医療費自己負担は、2014年度の改定で「あらたに70歳に到達する人においては2割とする」として引き上げられております。また現役並み所得の人は70歳以上でも3割負担となっております。</p> <p>高齢者は、戦後の経済発展の支え手となり、今日の日本をつくりあげてきました。しかし、後期高齢者医療制度という年齢で差別する制度が施行され、今年10月からは低所得者への「軽減措置」も廃止されようとしています。一方、公的年金は減らされ収入が生活保護基準を下回る世帯は3割に迫っています。保険料は上がり続け生活苦は限界を超えています。高齢になっても働き続けなければなりません。</p> <p>以上の趣旨から以下の項目について、地方自治法第99条の規定に基づき、政府関係機関に意見書を提出くださるよう請願いたします。</p> <p>【請願事項】</p> <p>1. 75歳以上の医療費の窓口負担の2割への引き上げをしないでください。</p> | |

請 願 文 書 表

| | |
|---|--|
| 請 願 名 | 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書 |
| 受 理 番 号 | 平成31年請願第2号 |
| 受 理 年 月 日 | 平成31年2月18日 |
| 請 願 者 の 住 所 ・ 氏 名 | 茨城県東茨城郡茨城町谷田部295番地 茨城県労働組合総連合 議長 白石 勝巳 |
| 紹 介 議 員 | 金剛寺 博 |
| 付 託 委 員 会 | 環境生活委員会 |
| <p>【請願趣旨】</p> <p>私達は、全国労働組合総連合（略称 全労連）をナショナルセンターとする茨城県労働組合総連合（略称 茨城労連）です。県内の労働者の生活と権利の向上を求め、非正規雇用労働者の均等待遇、最低賃金引き上げの実現をめざして活動している組織です。</p> <p>昨年10月1日から、茨城県の最低賃金は26円引き上がり822円になりました。しかし、この金額は全国加重平均時給（現在874円）に比べて52円低く、関東1都6県の中で下から2番目の低さです。結果、最低賃金が高い千葉県や東京都に労働者が流出してしまっています。人手不足の要因のひとつに最低賃金額が低いことが上げられます。</p> <p>最低賃金の引き上げは、地域経済の発展に繋がり、健全な社会づくりの基本であると考えています。茨城県の最低賃金が現状のようなままでは、若者や女性を多く含む非正規雇用労働者が低賃金雇用におかれ、労働力の流出、地域経済を疲弊させることに繋がってしまいます。また、最低賃金が低いままでは、県内を含め全国で問題になっている人手不足をますます深刻化させるだけです。</p> <p>以上のような理由で、貴議会において茨城県の最低賃金の引き上げについての議論を深め、下記事項の実施を求める意見書を採択し、政府及び関係機関に意見書を提出されることをお願いいたします。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 政府は、全国一律最低賃金制度を確立する等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。 2. 政府は、ワーキングプアをなくすため、政治決断で最低賃金を時給1,500円以上、即時時給1,000円以上に引き上げること。 3. 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。 | |